

中小企業事業主の皆様へ

# ワン・ストップで **無料** 相談・支援!

経営環境の変化に対応して労働条件を改善したり、人事労務管理を含む経営改善を行うためには賃金制度、労働時間制度、労働安全管理体制等の見直しを図ることが課題となります。こうした課題に取り組む中小企業への支援として、無料の相談を行います。

**センターへの電話・来所相談及び訪問による相談は無料です。(相談員は社労士が行います)**

**厚生労働省(千葉労働局)の委託事業ですので相談内容の秘密は守られ安心です。**



- 労務改善、経営について知りたいが...
- 最低賃金800円時代に対応するには...

- 経営の効率化を見直したいが...
- その他、労務・経営に関すること

- 作業環境を良くして働きやすい職場をつくりたいが...
- 生産効率をあげたいのだが...

- 給与制度・給与体系を見直したいのだが...
- 就業規則をしっかりとしたものにしたいが...



## 経営労務改善相談センター

(千葉県最低賃金総合相談支援センター)

**TEL&FAX 043-222-0500**

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5富士見ハynesビル7F  
〔月～金：午前9:00～午後5:00 土・日・祝日を除く月18日〕

<http://www.sr-chiba.org/>

🔍 千葉県社労士会 検索 🔍

千葉県社会保険労務士会  
千葉労働局労働基準部賃金室

# ワン・ストップで無料相談・支援窓口のご紹介

※まずは、お電話を下さい。なお、受付時間外または、相談予約については、下記申込書にお書き添えの上、FAXにてご送付ください。

## 経営労務改善相談センター (千葉県最低賃金総合相談支援センター)

相談窓口

**☎ 043-222-0500**

(予約・電話相談専用)

千葉市中央区富士見2-7-5富士見ハynesビル7F(千葉県社会保険労務士会内)

開設時間：平日 午前9:00から午後5:00まで

開設日：開設日は原則として土曜日、日曜日、祝日

12月29日～1月3日を除く平日の

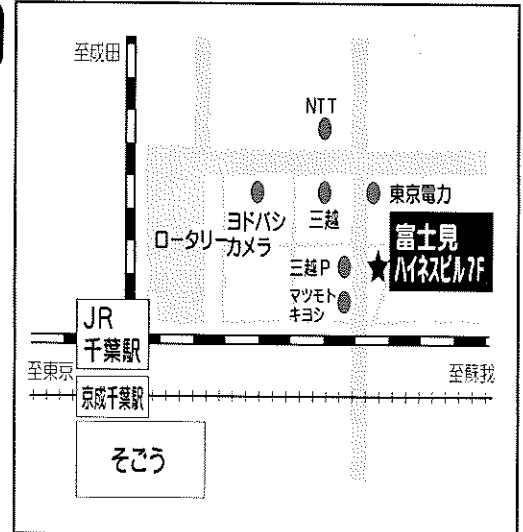
午前9時から午後5時とし、月間18日開所

(平成25年3月29日まで)

※詳細は千葉県社会保険労務士会サイト(<http://www.sr-chiba.org/>)

千葉県最低賃金総合相談支援センターのカレンダーを参照下さい。

担当地域:千葉県内全域



◎JR千葉駅より徒歩5分(1Fスターボックス、2Fデニース)

送信先



経営労務改善相談センター 行



**FAX:043-222-0500**

## ワン・ストップ無料相談申込書

貴社名			担当者名	
住所				
電話			FAX	
相談希望日	月	日	時を希望します	相談方法 <input type="checkbox"/> センターにおいて相談 <input type="checkbox"/> 当社への訪問相談

相談したい内容

- 賃金・労働時間制度を見直したい。
- 労働安全衛生管理体制を強化したい。
- 労働条件管理制度を確立したい。
- 就業規則をしっかりとしたものになりたい。
- 生産効率の向上、販路拡大、経営改善に取り組みたい。
- その他労務・経営に関すること

[具体的な内容]